

死亡による返還免除の願い出について

奨学生ご本人におかれましては、御逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本機構の奨学生であった方が死亡した場合は、相続人からの願い出により奨学金の返還を免除する制度があります。

返還免除申請をする場合、本機構指定の書類をととのえ、本機構 返還総務課へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、書類の提出がない場合、また書類に不備があった場合は、返還免除を認めることはできませんので、ご承知おきください。

奨学金返還免除申請に必要な書類は下記のとおりです。

- ① 貸与奨学金返還免除願

② 証明書（本人死亡の事実を確認するための書類）
下記の**いずれか一通(コピー不可)**を役所から取り寄せてください。

 - ・ 戸籍謄本／全部事項証明
 - ・ 戸籍抄本／個人事項証明
 - ・ 住民票

ご注意！ 上記②において、住民票を提出する際は、個人番号部分を非表示とした住民票を取得してください。

貸与奨学金返還免除願は、下記の注意事項および裏面の記入例等を参照し、もれなく記入してください。

【免除申請についての注意事項】

- ◎ 返還免除承認まで口座振替請求・払込通知書の停止はしておりません。
- ◎ 返還免除申請により免除となる額は、審査終了時の返還未済額となります。よって、審査終了までに返還が行われた場合、返金することはできません。
- ◎ 本人死亡までの返還が延滞となっている場合は、返還できなかった事情が分かる証明書の提出が必要となります。
- ◎ 返還免除の審査結果は、本機構で申請書類を受理後、概ね1～2か月後に文書でお知らせします。

提出・照会先

独立行政法人日本学生支援機構 返還総務課

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

TEL 03-6743-6044

月曜～金曜：9時00分～17時00分（土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く）

様式1-2：機関保証

【貸与奨学金返還免除願の記入について】

- ◎ 相続人欄に自署をしてください。
続柄は、奨学生本人から見た続柄を記載してください。
例：相続人が奨学生本人の父または母の場合
【誤】続柄に「子」または「長男」と記載。
【正】続柄に「父」または「母」と記載
- ◎ 本人死亡時に**配偶者**がいる場合、**相続人は配偶者**としてください。
- ◎ 相続放棄している場合は、ご相談ください。

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた情報は、返還免除の関連業務のために利用し、その他の目的で利用することはありません。

この利用目的の適正な範囲内において、業務上必要な最小限の情報が、公益財団法人日本国際教育支援協会に提供されます。

参考：記入例

《機関保証制度加入者用》

様式1-2

貸与奨学金返還免除願		
独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿		提出日 年 月 日
	氏 名 (自 署)	続 柄
相 続 人	機 構 花 子	妻
〒162-0000 161 03 (XXXX)XXXX 東京都新宿区市谷 XX-XXXX ABCマンション105		
機構奨学金の借用者が死亡したことにより返還ができなくなったため、 下記のとおり奨学金の返還免除をお願いいたします。		
1	奨 学 生 氏 名	フリガナ キコウ タロウ 機 構 太 郎
2	奨 学 生 番 号	奨 学 金 の 貸 与 を 受 け た 学 校 名
	(1) 804-06-723456	左 内 坂 大 学 大 学 院
	(2) 690 カ 31234	左 内 坂 大 学
	(3)	
	(4)	

注意 機関保証により返還中の奨学生番号は、もれなく記入してください。

(但し、海外留学により貸与を受けた奨学生番号は **様式1-1** に記入してください。)

必ず記入してください。